

令和4年3月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年3月14日（月曜日） 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1番 繁田 富男 2番 島津 益夫 3番 (欠番)
4番 園田 恭子 5番 宿利 浩満
6番 河野千代美 (副会長) 7番 安藤 慎八 (会長)

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 小雲 基廣 2番 長尾亀世美 3番 衛藤 榮一
4番 梅木 隆富 5番 藤原 善和 6番 高浪 辰雄
7番 高倉 利子 8番 飯田 久夫 9番 秋好 清広
10番 帆足 智己 11番 衛藤 和敏 12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(相続)
報告第2号 農地法第18条合意解約通知書について
報告第3号

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長 藤原 八栄 主幹 (統括) 井野 俊夫
主査 島津 智美 主査 繁田 寿美

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>7. 会議の概要</p> <p>事務局長</p> | <p>お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>それではただ今より令和4年3月定例総会を開催します。新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、消毒・検温・マスクの着用に、引き続きご協力よろしくいたします。本日が、この農業委員、最適化推進委員のメンバーでは最後の総会となります。3年間、農地法の現地確認や農地パトロール、耕作放棄地の解消など、町の農業振興にご尽力いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の審議、よろしくお願ひします。</p> <p>着席して進めさせていただきます。</p> <p>安藤会長あいさつをお願いします。</p> |
| <p>会長</p> | <p>みなさん、こんにちは。</p> <p>先ほど事務局長が言いましたとおり、このメンバーでの総会是最後となります。3年間ありがとうございました。この農業委員会では、コロナウイルス感染症の関係でほとんど活動ができませんで、大変残念でありました。</p> <p>最後の定例総会となりますが、審議方よろしくお願ひします。</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会を進めさせていただきます。農業委員定数6名に対して、6名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となります。以後の議事の進行につきましては、安藤会長よろしくお願ひします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、1番委員、2番委員よろしくお願ひします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>事務局</p> | <p>許可申請について、事務局説明をお願いします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請です。</p> <p>番号1、大字大隈字花手〇〇〇番〇、登記簿地目は田で、面積472㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇町の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、1番委員です。</p> <p>番号2、大字戸畑字内川野〇〇〇〇番〇外3筆で、登記簿地目は畑で、合計面積2,613㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇市の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、1番委員です。</p> <p>以上2件です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは 担当委員の説明ですが、</p> <p>番号1、2を1番委員、お願いします。</p> <p>また、農業委員の報告の後に、推進委員、報告をよろしくお願いします。</p> |
| <p>農業委員</p> | <p>番号1の調査結果を報告します。2月25日、譲受人と、推進委員と現地を確認しました。土地の所在は、大字大隈字花手〇〇〇番〇、〇〇橋より200mほどのところに位置しております。面積は472㎡で、水稻栽培を中心とした専業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は田で、米を作付する計画です。権利の内容は所有権の移転で、譲渡人の、高齢のため農業に従事するのが難しくなったという事情からの農地の権利の異動です。譲受人の耕作面積は40a以上あり、通作距離は自宅裏なので、耕作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有はトラクター、田植え機などあり、農業従事者は本人と妻がおり、取得後の耕作に問題ありません。</p> <p>番号2の調査結果を報告します。3月8日、譲受人と、推進委員、事務局と現地を確認しました。土地の所在は、県道〇〇号の〇〇に向かう、高速道路の高架を過ぎて、大きなカーブの奥付近です。合計面積は2,613㎡で、水稻栽培を中心とした譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は畑で、野菜を作付する計画です。権利の内容は所有権の移転で、譲渡人が〇〇市のほうに住んでおり、今まで譲受人が耕作していた場所です。譲受人の耕作面積は40a以上</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>あり、通作距離はだいたい700mくらいなので、耕作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有はトラクター、田植え機などあり、農業従事者は本人と息子の2名がおり、取得後の耕作に問題ありません。</p> |
| 議長 | <p>それでは、質疑はありませんか。</p> |
| 議長 | <p>無いようでしたら採決します。</p> <p>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案どおり、賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> |
| 農業委員 | <p>(挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員賛成です。議案第1号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。</p> <p>番号1、大字帆足字西〇〇〇番〇〇、登記簿地目は田、面積805㎡です。5条の所有権の移転で、譲渡人は、〇〇町の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、一般住宅用地としての転用です。農地の区分は、第3種農地と判断されます。担当委員は、7番会長です。</p> <p>番号2、大字山田字町浦〇〇〇〇番〇外3筆で、登記簿地目は田、合計面積2,357㎡です。5条の所有権の移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんと〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の有限会社〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、資材置場及び駐車場用地としての転用です。農地の区分は、第3種農地と判断されます。担当委員は、6番副会長です。</p> <p>番号3、大字山田字町浦〇〇〇〇番〇で、登記簿地目は田、面積16㎡です。5条の所有権の移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の有限会社〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、道路拡張用地としての転用です。農地の区分は、第3種農地と判断されます。担当委員は、6番副会長です。</p> <p>以上3件です。</p> |

| | |
|------|--|
| 議長 | <p>それでは、担当委員の説明を 番号1を私が説明します。 番号2、3を6番副会長、お願いします。</p> |
| 農業委員 | <p>それでは、番号1の調査結果を報告します。3月4日、申請者と推進委員、事務局と現地を確認しました。土地の所在は大字帆足字西〇〇〇番〇〇で、現況は田で、面積は805㎡です。前々回の5条申請で許可をもらった土地の横です。〇〇〇〇〇から〇集落へ200mくらい入った所に位置しています。5条の所有権の移転で、住宅用地への転用です。周辺の農地、水路など農業に影響を及ぼす計画ではありません。以上報告を終わります。</p> |
| 農業委員 | <p>番号2の調査結果を報告します。3月4日、申請者の〇〇〇〇〇の担当者と推進委員、事務局と確認しました。土地の所在は、大字山田字町浦で、国道〇〇〇号〇〇入口の〇〇〇の、〇〇〇〇〇のところ。4筆の面積合計は2,357㎡で、現況は田です。所有権の移転です。〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇番の所有者は〇〇さんで、資材置場とします。〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇番〇の所有者は〇さんで、駐車場とします。資材置場については、災害による工事が多く、工場内のストックヤードを確保し、生産の増量によるためです。土地の間に水路が通っています。田としては利用しませんが、水路は維持しておきます。砂利を敷きます。〇〇〇〇番〇は道路から2mくらい下がっていますが、表土を剥がし、表土の高さまでにし、砂利を敷き、駐車場にします。進入路は斜路になります。着工は4月10日から5月31日完了予定になります。土砂の流出、崩壊その他の災害の発生、周辺の農地に係る営農条件に影響はありません。過去に農地法の違反はありません。以上報告を終わります。</p> <p>番号3の調査結果を報告します。2番の申請地と同じ場所になります。大字山田字町浦〇〇〇〇番〇、登記簿及び現況は田です。面積は16㎡です。譲渡人〇さんからの所有権の移転です。譲受人は〇〇〇〇〇です。転用目的は道路拡張です。前の報告にもありましたとおり、工事が多く、大型車両が通りやすい道幅にするためです。着工は4月10日から5月31日完了予定になります。土砂の流出、崩壊その他の災害の発生、周辺の農地に係る営農条件に影響はありません。過去に農地法の違反はありません。以上報告を終わります。</p> |

| | |
|------|---|
| | ます。 |
| 推進委員 | 中に水路が通っています。改良区とも話してあるということで特に問題はないと思います。 |
| 議長 | それでは、質疑はありませんか。 |
| 農業委員 | 敷き鉄板というのはその部分だけですか。 |
| 推進委員 | その通る分だけです。 |
| 事務局 | 将来的に付け替えとかはその時協議するということです。 |
| 農業委員 | 下流に農地はありますか。 |
| 推進委員 | ありません。排水路の用途だけです。 |
| 議長 | 質疑がなければ採決をとります。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。 |
| 農業委員 | (挙手) |
| 議長 | 全員賛成です。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付します。 次に、議案第3号、荒廃農地農調査に伴う農地・非農地の判断について、事務局説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第3号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてです。 農業委員会では、毎年一回農地パトロールを実施しています。今回判断する件については、現在農地パトロールでB判定された農地で、耕作不能な農地にあたります。 番号1、大字山下字原口〇〇番で、登記簿地目は畑、面積382㎡です。現状は、原口集落内に位置しており、現状はスクリーンの |

| | |
|------|---|
| | <p>とおりにくぬぎがたっており、原野の状態です。</p> <p>番号2、大字戸畑字市ノ村〇〇〇〇番外2筆で、登記簿地目は田、合計面積が2,320㎡です。〇〇〇集落の奥に位置しており、現状は、竹と雑木となっており、スクリーンのとおり原野の状態です。</p> <p>番号3、大字戸畑字石櫃〇〇〇〇番外3筆で、登記簿地目は畑及び田で、合計面積1,505㎡です。現状は、〇〇〇〇番がスクリーンのとおり竹林となっており、原野の状態です。〇〇〇〇番もスクリーンのとおり原野の状態です。〇〇〇〇番、〇〇〇〇番はため池の上下にあり、スクリーンのとおり原野の状態です。</p> <p>番号4、大字戸畑字上ノ平〇〇〇〇番で、登記簿地目は畑で面積1,423㎡です。〇〇集落内に位置しており、現状は、くぬぎがたっており、スクリーンのとおり原野の状態です。</p> <p>番号5、大字岩室字ナラノキ〇〇〇〇番〇外1筆で、登記簿地目は田、合計面積34.72㎡です。現状は、2986番5は大字〇〇の〇〇大橋付近に位置しており、スクリーンのとおり雑木がまばらにたっており、原野の状態です。1359番61は、大字〇〇の〇〇地区の圃場整備内に位置しており、圃場整備をしていない場所になります。現状は、田んぼののりの横に土地があり、農地として活用はできないところにあります。雑種地の状態です。</p> <p>番号1～番号5については、担当農業委員、推進委員に現地を確認していただいております、非農地の確認をしていただいております。すべての場所について、非農地化しており、担当農業委員及び事務局としては、非農地と判断しております。ご審議をお願いします。</p> |
| 議長 | それでは、質疑はありませんか。 |
| 議長 | 無いようでしたら、ご採決をいたします。承認される方は挙手をお願いします。 |
| 農業委員 | (挙手) |
| 議長 | 全員賛成です。議案第3号については、原案どおり決定します。次に、議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。 |

| | |
|------|--|
| 事務局 | <p>別冊の議案第4号の最後のページをご覧ください。利用権の設定の新規ですが、</p> <p>3年未満が 1件で、 2,351㎡、</p> <p>3年～5年が16件で、 73,617㎡、</p> <p>10年以上が 1件で、 1,521㎡、</p> <p>以上、合計18件で、面積が77,489㎡です。以上です。</p> <p>なお、9ページの番号1については、農地利用集積計画のみで農地バンクが借り受けと転貸を同時に行う集積計画一括方式です。受け手が〇〇〇〇〇〇さんで、借受期間は10年です。本案件については、事前に、担当農業委員、推進委員に図面で確認していただいております。問題はないと考えております。以上です。</p> |
| 議長 | <p>質疑はありますか。</p> |
| 議長 | <p>無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。</p> |
| 農業委員 | <p>(挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員賛成です。議案第4号については、原案どおり承認します。</p> |
| 議長 | <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。</p> <p>引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出（相続による所有権移転）が2件、届出されております。内容については、ご一読ください。</p> <p>報告第2号、農地法第18条の規定による合意解約が5件、届出されております。内容については、ご一読ください。</p> <p>報告第3号、農地中間管理権の設定に係る契約等の解除について、1件、届出されております。</p> <p>これは、以前中間管理権の設定を行い、貸出を行っていましたが、耕作者から鳥獣害等のため農地の返還を受け、中間管理機構が新たな借り手を探していましたが、貸付けの見込みがないため、今回の契約の解除となっております。</p> |

| | |
|----|---|
| 議長 | 何か質疑はありませんか。 |
| 議長 | 無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。 (省略) |
| 議長 | その他、委員から何かありましたらお願いします。 |
| 議長 | それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会3月定例総会を閉会します。 |